

次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年5月22日

収支等命令者

佐賀県県土整備部入札・検査センター長

寺 崎 み ゆ き

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称 佐賀県電子入札システム業務委託
- (2) 契約の仕様 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和14年3月31日まで。ただし、システム設計及び開発については、令和9年3月24日までとする。
- (4) 履行場所 佐賀県県土整備部入札・検査センター長が認めた場所

## 2 入札参加資格

本調達は、単独企業又は共同企業体による一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とする。

入札に参加する者は、単独企業にあつては、次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては、次の(2)に掲げる要件の全てを満たすこと。

### (1) 単独企業の資格に関する事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置

を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 共同企業体の資格に関する事項

ア 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

エ 構成員の全てが2の(1)のアからオまでの要件を満たすこと。

オ 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を規定した共同企業体の協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(ク) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(セ) 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

佐賀県県土整備部入札・検査センター（新館8階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7470

電子メールアドレス nyusatsu-kensa@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

令和8年5月22日（金）から同年6月5日（金）まで佐賀県ホームページ

ジ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載する。

### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

#### イ 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時（郵送の場合には、書留郵便により同日の午後5時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年6月19日（金）までに通知する。

### (4) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

エ 自己又は自社の役員等が、2の(1)のオのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は2の(1)のオの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ その他本件業務に着手又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月3日（金）午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館8階 81号会議室

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年7月2日（木）午後5時までに必着とする。

また、封筒に「佐賀県電子入札システム業務委託に関する入札書在中」と朱書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記する

こと。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(12) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者及び入札者の負担とする。

ア 入札に参加する者及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正な行為を行い、又はこれを行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) 落札者の決定方法

ア 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

#### (15) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の

ものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

#### (16) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(15)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

#### (17) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札参加者及び入札者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。
- (6) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (9) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (10) 公告の内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時までに 3 の (1) の電子メールアドレスへ送信すること。回答は同月 19 日（金）までに競争入札参加資格確認者のすべてに電子メールで回答を送付する。
- (11) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

## 5 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Design and development and operation of the Saga prefecture electronic bidding system

(2) Fulfillment period:

From the day of the contract to March 31, 2032. However, system design and development will be until March 24, 2027.

(3) Bid description access:

Will be available on the Saga Prefecture website for download from Friday, May 22, 2026 until Friday, June 5, 2026.

(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Date for opening of bids:

The meeting for bidders will begin promptly at 10:00 a.m. on Friday, July 3, 2026.

Bring the bid with you or send it by mail. If sending by mail, bids must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Thursday, July 2, 2026.

(5) Contact information:

Bidding & Inspection Center, Department of Land Development, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel. 0952-25-7470